

## 猪名川町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成28年3月31日

猪名川町長 福田 長治



### 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
下阿古谷地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成28年3月28日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
○経営体数  
集落営農（任意組織）1組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
活用予定なし
- 6 地域農業の将来のあり方
  - ・地域の中心となる経営体が、近い将来、大型農機具を導入し、水稻を中心とした農作業の作業受委託を進め、作業の効率化とコストの低減を目指して、地域農業の維持・発展を図る。
  - ・後継者育成のため、地元の若い世代をはじめ積極的に作業に参加するように工夫する。